思わず涙が……

受川孝さんを見舞って

CO家族の会　石原　マサ子

昭和三十八年十一月九日、三川鉱の大災害で被災、「植物人間」にされた、CO患者の受川孝さんをCO家族の会で、四月二十八日熊本大学病院へお見舞に行きました。

内科三病棟、四階の孝さんの病室のドアをたたいて室に入ると、孝さんがあの焦点の定まらない眼をドアの方に向けていましたが、私たちになにも反応を示しませんでした。

付き添いのおばさんがいないので、「お洗たくかな……」といってしばらく待つ。やはり洗たくでした。おばさんが「オシメをいっぱい洗ってきたよ」といわれると眼だけで笑っているように見えました。

二十二歳で被災して現在三十九歳ですが、その顔のあどけなさを見ると思わず涙が出そうになるのをこらえながら、孝さんが喜びそうな言葉で笑わせようとするのです。

被災いらい、付き添って看護をしてこられたお母さんが、看護疲れも加わってガンで三年前に亡くなられましたが、孝さんは母親の死も知らずに、付き添いのおばさんに甘えています。

おばさんが「たーまに孝さんが涙ぐんでいる時がある」といわれたのですが、なにを考えているのだろうか。お母さんのことだろうか。それともこんな体にした三井鉱山に対しての、うらみの涙だろうか。言葉が出ない孝さんは、生き抜くことが三井に対する復しゅうだと思います。

孝さんは、自分が食べたくない物には絶対に口を開けないので、薬などは「味の素をかけるからね」といって、好きな食べ物にふりかけて食べさせるなど、おばさんが本当に親身になって看護してくださっているからこそ、孝さんの生命が保たれているのだと思うと、私たちは心から感謝しながら今後のことをお願いして帰途につきました。

裁判のなかで、どんなに会社が補償をしてきたと証言しても、失った青春は元には返らないし、元の体には返らないのです。また殺された多くの命も返ってはこないのです。

患者もそして家族も、十八年半という永い間どんなに苦しんできたことでしょう。この苦しみは生きている限り続いていくのです。

どんなことがあっても三井鉱山に、真の責任をとらせるまでがんばろうと、あらためて決意いたしました。

写真は病床の受川孝さん

誘致工場から遺族の声

ますます赤字が

――アソニットの場合――

今年も、低調なまま全体の春闘が終り、少しばかりの賃上げでまたまた苦しい生活がはじまりました。

私たちのところでは（アソニット）、組合がないばかりに賃金要求もできず、会社のするまま毎年四月末の給料日までいくら上がるのかわからず、せめてよその会社なみには上げてほしいと思うだけです。

今年は日給で二百四十円アップされました。入社当時（昭和三十九年）日給三百二十円だったのがおよそ十倍になっていますが、出来高給者はエリ付けの場合で工賃は九円だったのが、五倍ぐらいにしかなっていません。

二百四十円分の作業量をあげるためには、早出・残業をしても追いつかず、ますます赤字が増えるばかりなのです。出来高給者は、一カ月を通して「日給×日数」以下の場合、それだけになるよう赤字（ノルマ）があるので、現場の課長に呼びつけられ「日給泥棒」とか「お前はこの給料で飯を食っているくせに……」とか、ひどいことをいわれます。

そんな時――主人が寝たっきりでもよいから、生きていてくれさえしたら――と思いますし、またせめて三井鉱山が入れ替え採用でもしていてくれたら、こんなに馬鹿にされることもないのにと思うと、くやしくてならないのです。

出来高の工賃を、日給に追いつき、赤字が出ぬくらいに上げてほしいというのがせめてもの願いなのです。

×

日給の推移
昭和三十九年　三二〇円
〃　五十七年　三、四六〇円

出来高給の推移
（エリ付の場合）
昭和三十九年　九円
〃　五十七年　約四〇円

仮名でなくても……

同じ思いの仲間とともに

CO家族の会　猿渡　ハギエ

四月二十七日の〝熊日新聞〟第一面の『新生面』というコラム欄を読みました。

『この三月、熊大を定年退官、熊本労災病院長となった徳臣晴比古氏から「三井三池炭塵爆発CO中毒患者の記録」という原稿をあずかった。熊大に入院した患者三人の綿密な記録である▼三十八年十一月九日、三井三池の三川鉱で起こった炭塵爆発は、一瞬のうちに四百五十八人を即死させ入院後さらに八人が死んだ。徳臣院長の記録の大部分を占める森川続さん（仮名）は、坑底のそれら同僚の死体の間から辛うじて助け出された一人である▼一酸化炭素中毒は脳の一番外皮にある高等な機能を営む中枢と、その中枢から発せられる指令を伝える下部組織との間が断ち切られているため、三歳児以下の幼児の状態に逆もどりする。森川さんも〝大きな子供〟になってしまった▼母親のチョさん（同じく仮名）と熊大診療陣のうまぬたゆまぬ看護が続けられる。森川さんは左手を頭の下に敷いて右手を胸の上に置いたまま、何時間もそうしている。チョさんをはじめ何人かの親しい人には笑顔を見せ、テレビも動きの激しいドタバタものには笑うが、徳臣先生や婦長にはチラリと視線を投げるだけ▼その森川さんが腹痛があったらしくて、十三年ぶりに「イターイ、イターイ、イターイ……」と声をあげる描写がある。チョさんも先に死ぬ。残された森川さんはやがて母親を忘れ、あとをついだ付添さんになつく。読んでいて思わず涙と、なにものへともしれぬ怒りがわき上がる▼このところ医療ミスが続いて起こる。麻酔を普通の量の二倍もうったり、虫歯の治療薬を劇薬と間違えたり、酸素と笑気ガスの接続を間違えたり、事故続きである▼徳臣先生は〝ぬくもりのある治療〟を病院の基本方針とされている。診療、治療がビジネス化し、相手の立場立つに人間味が失われていくと、こんな事故になるのではないか。病人はそれだけで不幸だ。患者はそれを思いやるぬくもりをこそ求めている。』

（原文のまま引用）

読み終って私は、受川さんとはっきり書いて、なにも仮名にすることはなかったと思いました。労働災害の被災者が病床にあるのになにゆえ仮名にしなくてはならないのでしょうか。

五月三十日は「裁判闘争の現状と展望」というテーマで学習会が行われると『みいけ』紙上で誘いの呼びかけがありました。その翌日三十一日には、四十三回目の公判があります。

どちらもみんなで成功させなくてはならないものです。

裁判も、会社側がいろんな手段を使って引きのばしをしていますが、公判廷の推移や、終ったあと弁護士さんの解説を聞いてわかるように、いよいよ大詰めだという感じがします。

過ぎ去った日々を取り返すことはできるものではありませんが、この災害の責任はどうしても三井にとってもらわなくてはなりません。公判には皆んなで出廷し、必ず「三井に責任をとらせる」という気構えを態度で示すには、傍聴席が足りず廊下で待つぐらい皆んなで参加することが大切ではないでしょうか。

いつかの公判のとき、廊下で待っていると、弁護士のバッヂをつけた男の人が、別の法廷から出てこられました。廊下にあふれる私たちを見て、驚いた風で「今日は何ごとですか」とたずねられました。「三池の裁判です」と答えると、「ああそうですか」とさらに驚かれました。ほかの人に見せるためではなく、自分自身のたたかいを、同じ思いの仲間とともにスクラム固くたたかい抜かなくてはと思うのです。

定年になって、金はなくてもいい。ほっと一息ついてのんびりと過ごせる年齢ですが、被災をしたばかりに本人の苦しみはもちろん家族もそれなりに労苦のみを強いられ、寸秒とて心の安まる日々もなく、眠れぬ夜もいくたびあることでしょう。

裁判は早く進めてほしいと思っても、私たちが望むような判決が出なくてはなんにもなりません。きついけど、やはりがんばり抜くよりないのです。先日受川さんをお見舞しましたが、変わらぬ表情ですが付添さんが親身になって看護に当たられておられるのがよくわかり、ほっと胸をなでおろしたのでした。がんばりましょう、勝利をめざして。

原告団消息

4月14日　平川隆雄さん（十一・九）曙病院へ入院。
18日　末松みどりさん（十一・九遺族）桜山、西外科へ入院。
19日　浦田譲二さん（万田訓練所）曙病院を退院。
28日　CO家族の会役員、熊大入院者見舞。

夕張新炭鉱から――お礼状届く――

大災害発生のあと、現地では遺体収容そして合同葬、再建へのたたかいが続けられていますが、このほど三池労組・三池遺族・CO裁判原告団・遺族会あてにお礼状が届きました。ご紹介するとともに、こんごもともにたたかうことを誓い合いましょう。

謹啓　春暖の候、各位にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

去る昭和五十六年十月十六日午後十二時四十一分頃、当鉱北五上段ロングゲートと思われる個所においてのガス突出災害、さらに同二十二時十五分頃、二次災害として坑内火災が発生、九十三名もの尊い殉職者を出す悲惨な大災害となりました。災害発生に際し早速ご来山をいただき、ご鄭重なるお見舞並びに心暖まるご支援ご激励を賜り、厚くお礼申し上げます。

災害発生以来私たち労働組合は遺体の早期収容を第一義として取り組んでまいりましたが、三月二十八日、百六十三日目にして全遺体の収容を終り、四月十日殉職者合同葬を執行致しました。合同葬に際しましても、ご多用中にもかかわりませずわざわざご会葬をいただき、且また過分なる御香華を賜り重ね重ねのご厚志誠に有難く衷心よりお礼申し上げます。

北炭再建と取り組んで六年間、一日も早く再建を軌道にのせるべく懸命に努力を重ねているさ中の大災害、しかも九十三名もの尊い殉職者を出すに至りましたことは誠に残念至極であります。

私たち労働組合は、災害発生後直ちに炭労災害対策本部を設置し当局をはじめ関係各界の適切なご指導をいただきながら、諸対策を進めてまいりました。しかるに会社側は昨年十二月十五日、一方的に会社更生法の適用を札幌地裁に申請致しました。私たち労働組合は炭労を中心として自立再建を会社側に要求し、その計画提示を約束した直後のこのような会社側の行為に憤激しました。しかし、その道以外炭鉱の存続は果たし得ないことを残念ながら確認せざるを得ませんでした。

炭労、総評、全道労協をはじめ多くの皆様からの物心両面にわたるご支援、そして九十三名の殉職者の尊い犠牲を閉山によって無為にすることはできません。

現在、北部区域の徹底した災害原因の究明を進める一方、労使一体となり西部区域の保安対策を確立し、本年一月二十七日以降当局の許可を受け段階的操業の運びとなりました。

あまりにも大きな今次災害の教訓ではありますが、今後はこの教訓を肝に銘じ、万全の保安対策を樹立し、重大災害の絶無の炭鉱として再生させなければならないと決意を新たにしているものであります。

今後ともよろしくご指導、ご鞭撻をくださいますよう、伏してお願い申し上げます。

本来ならば早速ご拝眉の上お礼申し上げるべきところでありますが、略儀ながら書中をもって謹んでお礼申し上げます。

敬具

昭和五十七年五月三日

夕張新炭鉱労働組合
執行委員長　三浦　清勝